

津幡町公用封筒有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町有料広告掲載要綱（平成24年津幡町告示第3号）の規定に基づき、町が使用する封筒（以下「広告掲載封筒」という。）に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載封筒に広告を掲載できる範囲等は、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準（平成24年津幡町訓令第2号）の規定を適用する。

(広告を掲載する仕様等)

第3条 広告を掲載する封筒の種類、規格、作成数量、掲載位置、募集広告枠数及び広告掲載料などの詳細は、町長が募集時に定める。

2 広告掲載枠に空きがある場合は、2枠以上を結合して広告を掲載することができるものとする。この場合において、広告掲載料は、当該広告の1枠当たりの広告料に結合した枠数を乗じて得た額とする。

(広告掲載封筒の使用期間)

第4条 広告掲載封筒の使用期間は、納品の日から在庫がなくなるまでとする。

(広告の掲載募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報つばた及び町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、津幡町公用封筒有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 広告原稿

(2) 資格免許証、諸証明書、その他広告主を確認できる書類

2 前項第1号に規定する広告原稿は、電子データで作成するものとし、その作成費用は広告主の負担とする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、掲載申込みのあった広告が募集の枠数を超えるときは、次に定める順位により掲載する広告を決定する。この場合において、最高の順位に広告掲載希望者が複数あるときは、抽

選により掲載する広告を決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告

(3) 前2号に該当しないものの広告

3 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、津幡町有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき、津幡町広告審査委員会を開催するものとする。

4 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について津幡町公用封筒有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は津幡町公用封筒有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、その旨を広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第8条 広告主は、町長の指定する期日までに、第3条に定める広告の掲載料を前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第9条 広告の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

3 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、津幡町公用封筒有料広告掲載料返還請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（疑義等の決定）

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町及び広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

津幡町公用封筒有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）津 幡 町 長

広告主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

津幡町公用封筒広告取扱要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。

広告掲載を希望する封筒名		
広告の内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）	
広告主の業種及び業務内容		
広告代理店		
申込者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	e - m a i l	
承諾事項	(1) 津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町公用封筒有料広告掲載取扱要綱を遵守することを誓約します。 (2) 広告掲載申請に関する審査において、津幡町が申請者の町税滞納の有無に係る調査を行うことに同意します。※ 1 住 所 氏 名	
備考	※ 2	

※ 1 町税滞納の有無に係る調査については、広告主が町内に事業所等を有するものに限り、氏名及び印鑑については、委任代理人（印鑑を含む。）は認められませんのでご注意ください。

※ 2 他の自治体の封筒に広告を掲載している場合は、備考欄に自治体名を記入してください。

文書番号
年 月 日

様

津幡町長

印

津幡町公用封筒有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました津幡町公用封筒の広告掲載につきまして、下記のとおり掲載することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

- 1 広告を掲載する封筒名
- 2 広告枠 枠（縦 mm × 横 mm）
- 3 広告掲載料金 円
- 4 広告掲載料の納入方法 年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の金融機関にて納入願います。
- 5 広告原稿提出期限 広告版下原稿は、年 月 日までに提出してください。
- 6 その他（掲載条件等）
 - (1) 広告の取扱いについては、津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町公用封筒有料広告掲載取扱要綱を遵守願います。
 - (2) 広告の掲載位置を指定することはできません。

文書番号
年 月 日

様

津幡町長 印

津幡町公用封筒有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました津幡町公用封筒の広告掲載につきまして、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせします。

記

非掲載の理由

教示

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に津幡町長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、津幡町を被告として（津幡町長が、被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第4号（第9条関係）

津幡町公用封筒有料広告掲載料返還請求書

金 円

ただし、 年 月 日付で決定を受けた、津幡町公用封筒有料広告掲載料の返還金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）津 幡 町 長

所在地

名称

代表者氏名

印

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人